

高知県消防広域化基本計画 (案)

令和8年●月策定

高 知 県



高知県イメージキャラクター
くろしおくん

目 次

はじめに	1
第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	2
1 消防広域化の必要性	
2 国の取組	
3 県の取組と考え方	
第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し	9
1 市町村の消防の現状	
2 市町村の消防の将来見通し	
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	19
1 基本的な考え方	
2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次	
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割	24
1 基本的な考え方	
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	26
1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項	
2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項	
3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項	
4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項	
5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項	
6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項	
7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項	
8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項	
9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項	
10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項	
11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項	
12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項	
13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項	
14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項	
第6章 防災関係機関との連携の確保	53
1 消防団との連携	
2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携	
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係	55
1 市町村長との関係	
2 市町村議会との関係	

はじめに

本県の消防広域化については、県内に15の消防本部があり、高知市以外の14消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部であり、消防・救急・救助などの各分野で課題を抱えている状況や、人口減少が進み、消防財政に与える影響などを考え合わせて、将来にわたり維持できるような消防体制にしていくために、平成19年4月に「高知県消防広域化推進検討委員会」を設置して議論を重ねた上で、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定しました。

しかしながら、それから約16年の間は、具体的な取組に確たる進展は見られませんでした。

その時の計画における本県の人口減少の推計を見ると、当時の直近の国勢調査が行われた平成17年は約80万人いた人口が、平成37年（令和7年）には約74万人に減少する、つまり約6万人の減少という前提でしたが、実際には、現在の令和7年までの間に約15万人も減少し、当時の推計よりも遙かに早い約2.5倍のスピードで人口減少が進行している状況となりました。

こうした人口減少の状況を踏まえて、県内の消防力を維持するためには消防広域化の議論が必要と考えた消防長会の発案により、令和5年11月からその年度末にかけて、県と全ての消防本部の長による「高知県消防広域化検討会」を計3回開催し、その結果、将来にわたり必要な消防力を確保していくためには常備消防組織を一本化することが必要だという方向性について、県と全ての消防本部の長がおおむね共通の理解に達しました。

これを受けて、県では、県内の市町村や消防本部とともに、消防広域化の議論を展開していくため、消防広域化の趣旨や新たな組織の骨格、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案として「高知県消防広域化基本構想」を令和7年3月に策定しました。

その後、令和7年4月に、有識者や県内全ての市町村長、消防本部の長、知事による「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を設置し、基本構想を基に議論を開始しました。

また、5月からは、総務、財務、消防業務、通信・システムの4つの専門部会を設けてテーマごとの議論も始め、実務担当課長とのワーキンググループでも協議を重ねてまいりました。

このような会での議論を経て、消防組織法上で、県が定めるよう努めなければならないとされている「推進計画」に相当する「高知県消防広域化基本計画（案）」を取りまとめました。

今後は、この基本計画を基に、県民の皆さんをはじめ、市町村や県の議会のご理解を得ながら、次のステップに進むことを目指して、消防広域化を着実に進めてまいりたいと考えています。

令和8年 月

第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方

消防は、住民の生命、身体、財産を守るために、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等からの救助活動、火災等を未然に防ぐための予防活動、さらには台風や地震等の自然災害に対する活動など、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを目的とし、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有しています。

また、本県では全国に先駆けて人口減少が進行しており、特に郡部・中山間地域の小規模消防本部では、人材確保が著しく困難な状況となっており、このままで消防力を確保できるのかという大きな危機感から、将来にわたって消防力を確保していくための抜本的な取組が求められています。

加えて、切迫度が年々高まっている南海トラフ地震による甚大な被害への備えに加え、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、高齢化に伴う救急需要の増加への対応も急務となっており、消防に対する県民の期待は一層高まっています。

このような本県の状況下では、人口減少によって効率が低下した地域の出張所等を単に切り捨てるような従来型の「シュリンク（縮小）」ではなく、新たな発想で消防の現場力を確保していく取組が必要です。

このため県では、「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、現場機能を担う消防署所の統廃合を行うのではなく、県内15箇所に分立している消防本部の管理機能を一つに統合することによって、生まれた余力を現場の消防力に再配分するといった改革を行う消防広域化に活路を見出すべきと判断しました。

この「スマート・シュリンク」の理念は、単なる組織再編ではなく、限られた人材と財源を生かし、県全体で持続可能な消防体制を確立しようとするものです。

現場力を減らすのではなく、管理機能を集約して現場を守るという発想の転換であり、人口減少社会における新たな公共サービスのモデルとなることを目指しています。

さらに、広域化により職員任用を行う組織の規模が拡大することで、若者に魅力ある職場環境を提供でき、優秀な人材の確保やキャリア形成の機会を拡充できるようになります。

こうした取組を通じ、本県全域において将来にわたり安定的な消防力の維持が可能となり、県民生活の安全・安心につなげることができます。

【参考：消防広域化の定義】

消防広域化は、消防組織法第31条において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされています。

1 消防広域化の必要性

(1) 県内消防本部の状況

本県には15の消防本部（単独8、一部事務組合6、広域連合1）が設置されており、このうち高知市消防局を除く14本部は、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部と位置付けられています。

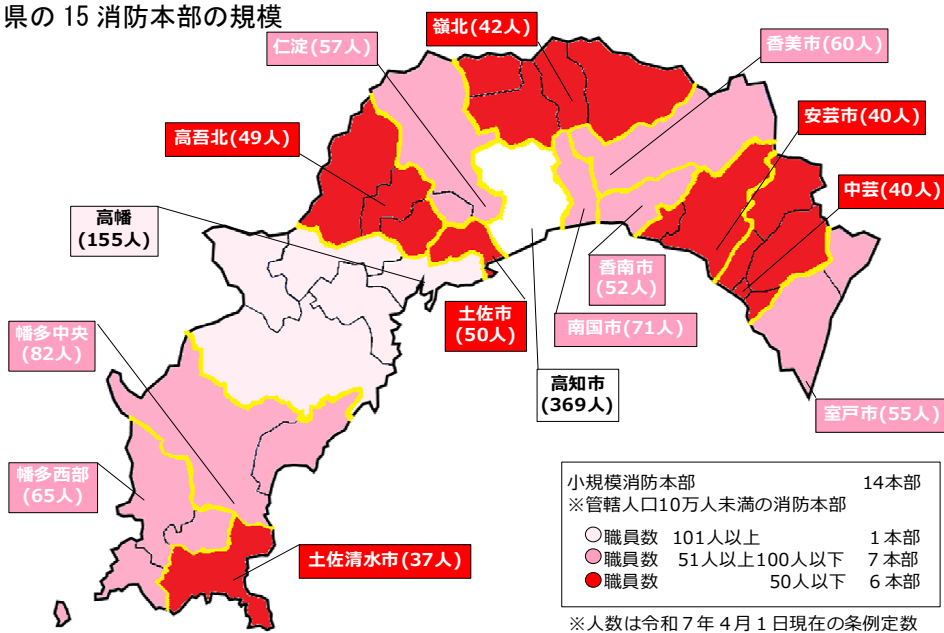
また、消防職員数別で見ても、高知市消防局（369人）を除くと、職員数101人以上が1本部、51人以上100人以下が7本部、50人以下の特定小規模消防本部が6本部となっており、小規模な組織が多い状況です。令和4年度消防施設整備計画実態調査（総務省消防庁）による消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づく市町村が目標とすべき整備水準（算定数）との比較では、職員充足率については、全国平均約79.5%に対し、本県平均は約63%と依然として低い水準にあります。

このような県内の小規模消防本部では、限られた職員が総務・通信指令・消火・救急・救助などの業務を兼務しており、現場活動と事務を両立しながら、業務を遂行しています。

また、当直職員数が少ないことから、同時災害や大規模火災、さらに救急出動が多発した場合には、非番職員を招集して対応せざるを得ない場合も多く、職員の負担増が課題となっています。

加えて、財政規模が小さいため老朽化した車両や資機材の更新等が遅れ、地域間で装備水準に格差が生じています。

【図1】高知県の15消防本部の規模



(2) 消防サービスの需要増大

本県では、人口減少が進む一方で、高齢化の進行により救急需要が増大しています。また甚大な被害が想定されており、切迫度が高まっている南海トラフ地震や、激甚化・頻発化している風水害への備えが求められる中で、より柔軟かつ機動的な部隊運用や、高度な技術を持った部隊による人命救助など消防が担う役割は多様化するとともに消防への期待度は高まっています。

こうした状況は、職員数や装備の不足が顕著な小規模消防本部にとって特に大きな負担となっており、将来にわたって、必要な県内消防力を確保していくためには、体制の再構築が

急務となっています。

(3) 人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進むと推測される中において、各市町村の将来的な税収見通しは不透明となり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

消防サービスを賄うための主要な財源は地方交付税であり、市町村の消防費の基準財政需要額は、人口を測定単位として算出されることから、人口減少はこの算定に大きな影響があります。

一方で、前述のとおり、人口減少が進行する中であっても、消防需要は当面の間は増加すると予想されることから、消防体制を維持するために必要な消防署所や消防職員を確保した上で、より効率的な財政運営が求められます。

(4) 消防職員の採用状況等

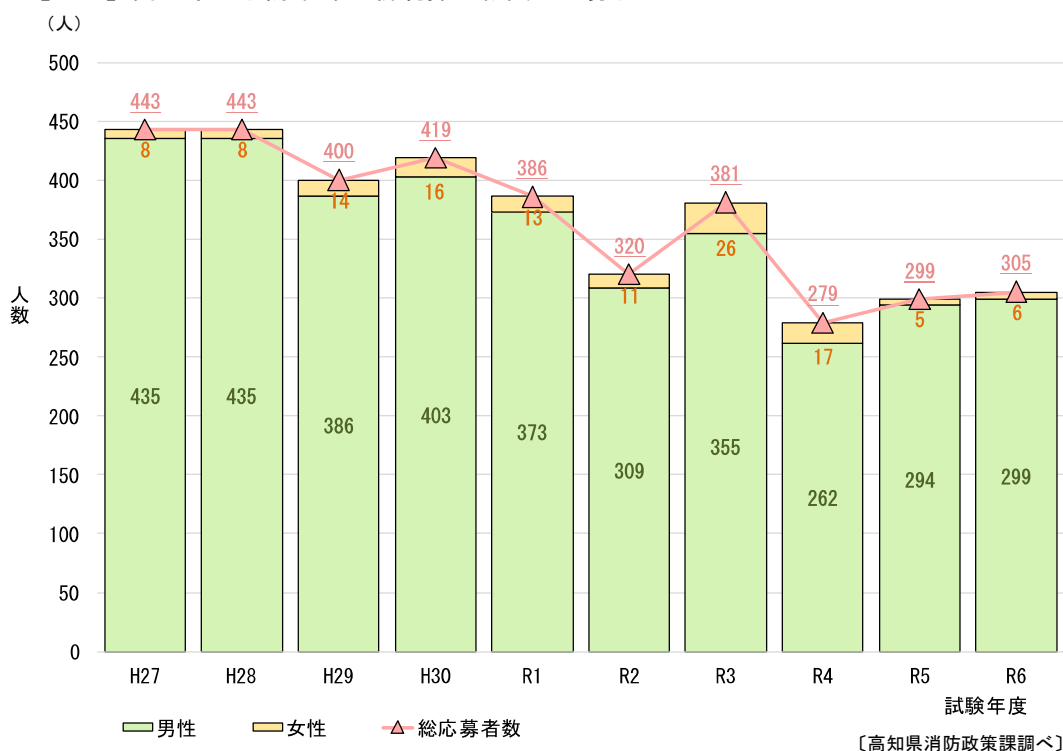
現状として、消防職員数は人口減少下でも維持されている一方で、応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

加えて、退職者のうち自己都合による退職者の割合も増加しており、職員定着の観点からも、魅力ある職場づくりが求められます。

また、女性消防職員は22名（令和7年4月1日現在）で、全職員に占める割合は1.8%と全国平均3.7%（令和6年4月1日現在）を下回っています。

このような中、消防広域化により組織の規模を拡大させ、県全体での計画的な職員の一括採用や、職員にとって魅力ある職場づくりを進めることで、組織の持続可能性を向上させることができます。

【図2】高知県の消防本部の新規採用職員の応募状況



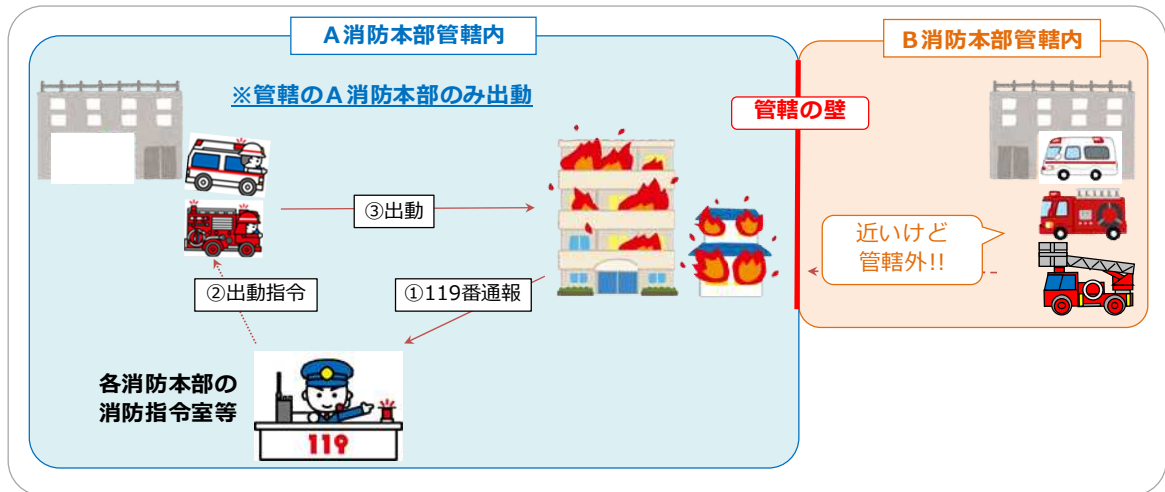
(5) 消防広域化のメリット

消防広域化マニュアル（平成26年3月消防庁消防・救急課）やこれまでに全国各地で広域化が行われた先例などによると、消防広域化には次のようなメリットがあるとされています。

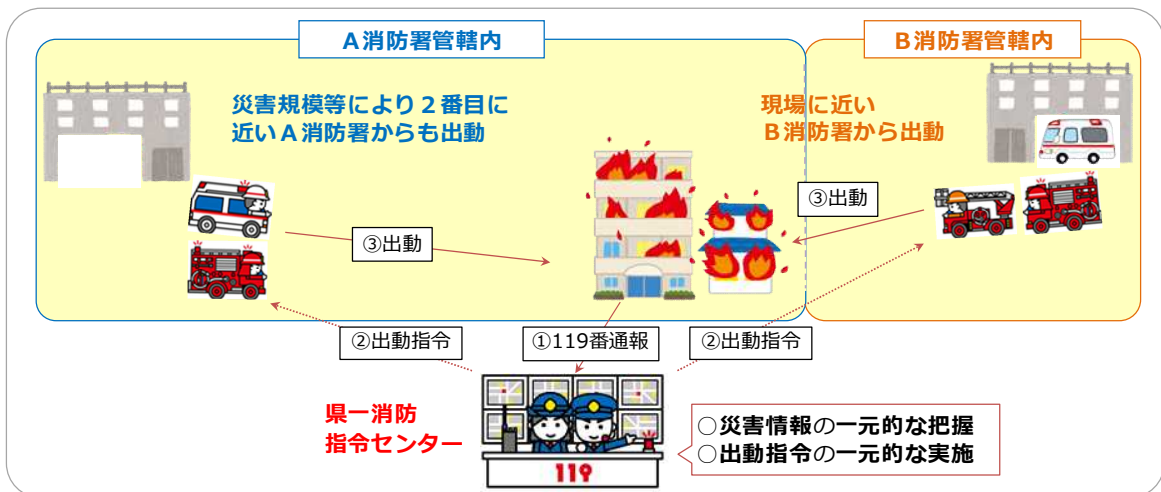
① 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

広域化により、従来の消防本部の管轄を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実を図ることで、大規模災害時等への対応力が強化され、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

【図3】初動体制及び増援体制の強化のイメージ
 <広域化前>



<広域化後>



② 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する消防署の方が近い場合、隣接する消防署から災害現場に出動する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出動するより、現地に早く到着することができます。

※広域化後の運用効果については、第3章に記載。

③ 統一指揮下での部隊の効率的な運用

南海トラフ地震などの大規模災害時において、統一指揮下で部隊を効率的に運用することができるようになり、人命救助などの活動を強化することができます。

④ 現場活動要員の増強

管理業務や企画立案等の総務業務及び通信指令業務等の各消防本部が担っている間接部門の集約による効率化によって生じた人員を、現場業務（直接部門）に配置したり、小規模消防本部で行われている間接部門と直接部門との兼務を解消することで、現場活動要員を増強し、現場力を強化することができます。

⑤ 救急業務・予防業務の高度化・専門化

各消防本部の間接部門を集約することで人員配置を効率化することができ、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。

例えば、救急救命士の資格を取得させる人数を確保し育成することにより重度の疾病者に対して高度な救急処置が可能になるとともに、予防業務に携わる職員を専従させることで予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

⑥ 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実

広域化により消防の財政規模が拡大され、安定的な財政運営を行うことができるようになることにより、小規模消防本部では整備が困難であった高度な車両や資機材については、重複整備を避けて計画的に共同で一元的に整備することで、組織全体として高度化を図ることが可能になります。

⑦ 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防の規模が大きくなり、組織全体の職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が比較的容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消されます。

また、研修への職員の派遣も容易になり、職員のモチベーションや能力の向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

2 国の取組

国では、全国的に多い小規模消防本部を広域的に再編し、小規模消防本部が抱える課題を解決していく必要があるとして、平成6年に「消防広域化基本計画策定指針」を策定し、消防の広域化を推進してきました。

平成18年には、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化をさらに推進するために消防組織法（昭和22年法律第226号）を改正し、次の事項を定めました。

- (1) 市町村の消防の広域化の定義及び理念（第31条）
- (2) 消防庁長官による基本指針の策定（第32条）
- (3) 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事による調整、援助等（第33条）
- (4) 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成（第34条）
- (5) 国の援助及び地方債の配慮（第35条）

そして、同法に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」（以下「基本指針」という。）により、平成19年度までに都道府県において推進計画を策定し、その後5年以内に広域化を実現することと定められました。

その後、基本指針の改正を重ね、平成30年の改正では、広域化の推進期限が令和6年4月1日に延長されましたが、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には広域化の進捗はまだ十分とは言えませんでした。

しかしながら、人口減少や高齢化が進展する中、大規模災害や新たな感染症等に備え、人材確保の必要性などを踏まえると、消防本部規模の拡大等によるスケールメリットを生かし、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要であるとして、令和6年3月の基本指針の改正において、広域化の推進期限を令和11年4月1日に再度延長しました。

あわせて、国は広域化や連携・協力に係る取組に、所要の地方財政措置を拡大し講じています。

3 県の取組と考え方

(1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定し、これに基づき、平成20年度以降、各消防本部や市町村と協議や勉強会等を行ってきましたが、広域化した場合の財政負担や消防力の低下等を懸念する意見があり、消防広域化の取組が進んでいない状況でした。

しかしながら、人口減少が全国に先駆けて進行している本県の実情を鑑みて、令和5年度に、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり消防力を維持していくための消防体制のあり方についての検討を求める消防長会の提案により、県内全ての消防長と県が参加する「高知県消防広域化検討会」を設置し、議論の結果、県一での消防広域化を推進していくことについて、共通の理解に達しました。

令和6年度には、消防広域化の必要性等について、市町村長への説明や市町村担当課長等との会議を重ね、令和7年3月に県として望ましいと考える消防広域化のあるべき姿を示した「高知県消防広域化基本構想」をパブリックコメント等も経て策定しました。

この高知県消防広域化基本構想に基づき、令和7年4月には有識者や全ての市町村長と消防本部消防長を委員とした「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を設置するとともに4つの専門部会やワーキンググループ等での会議を積み重ねて、本計画の策定に向けて丁寧に議論を行ってきました。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる推進計画として、県と市町村との協議を経て県が策定するものであり、市町村や県の消防事務の組織及び業務の一元化を目指し、広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めます。

また、本計画は、今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（消防組織法第34条第1項に掲げる「運営計画」）（以下「実施計画」という。）の基礎となる骨格案であり、県全域で常備消防組織を一元化することを目指します。

第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 消防本部の現状

本県では、昭和23年に高知市で最初の消防本部が設置されました。その後、昭和40年代前半になって、主として単独市に、同後半には複数の市町村で構成する組合方式による消防本部の設置が相次ぎ、昭和50年には53市町村のうち49市町村において、現在の15消防本部体制が整備されました。

消防本部を設置していない町村においては、事務委託方式により消防の常備化が進められ、平成4年に東洋町が室戸市に事務委託したことにより、県内全域での消防の常備化が完了しました。

平成の市町村合併により構成市町村の変遷はありますが、現在、8つの単独消防本部と7つの組合等消防本部があり、現場活動の拠点となる消防署所数は40署所となっています。

① 管轄区域（人口・面積）の状況

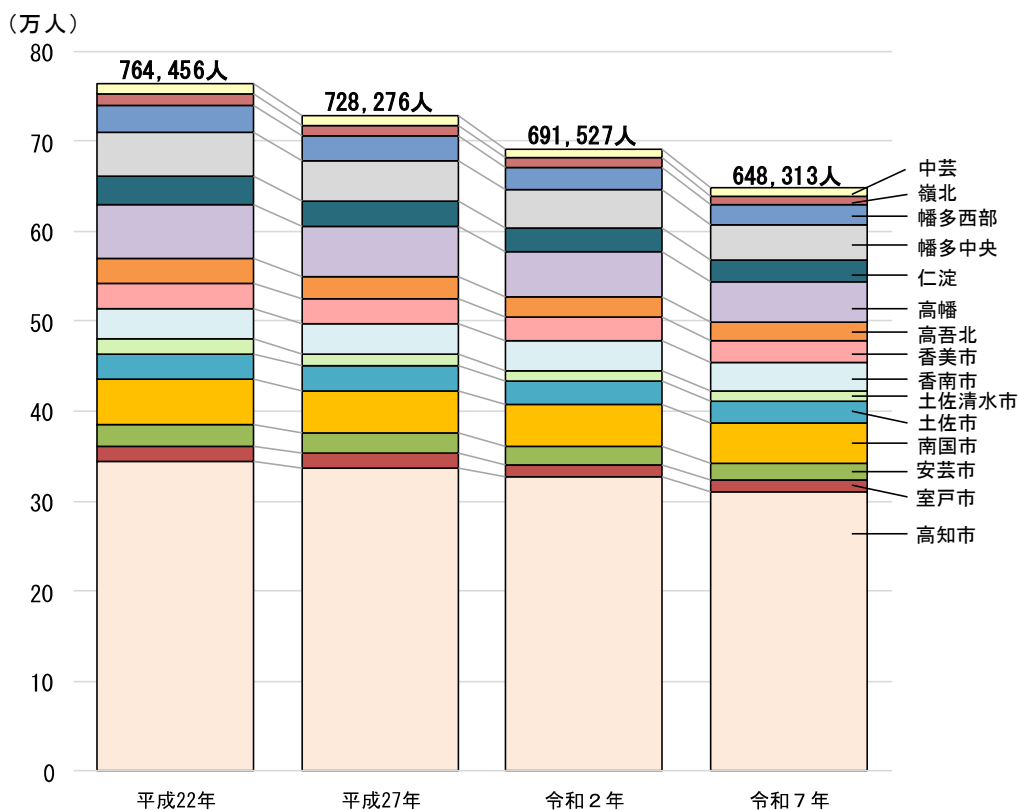
各消防本部の管轄人口は、高知市については、30万人を超えていますが、その他の14消防本部では5万人未満と全て小規模消防本部であり、そのうちの10消防本部は3万人未満となっています。

また、管轄面積については、最も広い消防本部は高幡消防組合消防本部の1,404.99km²、最も狭い消防本部は土佐市消防本部の91.5km²となっており、平均は約470km²となっています。

【表1】消防本部別管轄面積及び管轄人口の推移

	管轄面積 (km ²)	管轄人口(人)				対平成22年 増減率
		平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	
高知市	309.00	343,393	337,190	326,545	311,188	▲9.4%
室戸市	322.24	18,157	16,108	13,936	12,011	▲33.8%
安芸市	356.76	23,595	21,435	19,937	18,301	▲22.4%
南国市	125.3	49,472	47,982	46,664	45,321	▲8.4%
土佐市	91.5	28,686	27,038	25,732	24,524	▲14.5%
土佐清水市	265.42	16,029	13,778	12,388	10,795	▲32.7%
香南市	126.46	33,830	32,961	32,207	31,477	▲7.0%
香美市	537.86	28,766	27,513	26,513	24,961	▲13.2%
高吾北	545.75	26,825	24,460	22,337	20,066	▲25.2%
高幡	1404.99	61,406	56,173	50,797	45,188	▲26.4%
仁淀	515.82	30,509	27,797	26,186	24,297	▲20.4%
幡多中央	820.78	48,299	45,530	42,956	39,573	▲18.1%
幡多西部	474.24	30,074	27,576	24,904	22,489	▲25.2%
嶺北	756.68	13,591	11,928	10,632	9,371	▲31.0%
中芸	449.47	11,824	10,807	9,793	8,751	▲26.0%
合計	7,102.27	764,456	728,276	691,527	648,313	▲15.2%

【図4】高知県の人口の推移



<出典(表1、図4)>
 管轄面積：「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(4月1日時点)」(国土交通省国土地理院)
 平成22年人口：「平成22年国勢調査結果」(総務省統計局)
 平成27年人口：「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)
 令和2年人口：「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)
 令和7年人口：「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数(令和7年4月1日現在)」(県統計分析課)

② 職員数の状況

消防職員は、県全体で1,200人規模となっており、高知市消防局と高幡消防組合消防本部の2本部が100名以上、その他の13本部は100名未満となっています。

令和4年度消防施設整備計画実態調査による消防力の整備指針に基づく市町村が目標とすべき整備水準(算定数)との比較では、いずれの消防本部も職員数が少ない状況にあり、15消防本部の算定数の合計に対する現員数の合計(充足率)の割合は63%となっており、全国平均の79.5%と比べても低くなっています。

【表2】消防本部の職員数

(人)

消防本部	消防職員数	消防吏員数	その他職員数
高知市	395	393	2
室戸市	51	51	
安芸市	37	37	
南国市	70	70	
土佐市	49	49	
土佐清水市	37	37	
香南市	49	48	1
香美市	57	57	
高吾北	50	50	
高幡	141	140	1
仁淀	59	59	
幡多中央	80	79	1
幡多西部	63	61	2
嶺北	38	37	1
中芸	40	40	
合計	1,216	1,208	8

※令和4年4月1日時点
 <出典> 令和3年消防年報(高知県消防政策課)

③ 消防用車両数の状況

消防活動に必要とされる主な消防車両の配置状況については、全消防本部で129台が配置されています。

本県の消防用車両の充足率は、消防力の整備指針に基づく基準台数に対し、消防ポンプ自動車は100%、救急自動車が102%、救助工作車が93.3%で、ほぼ充足されている状況ですが、はしご自動車が15.4%、化学消防車71.4%と、基準台数を下回る車両があります。

【表3】消防力の整備指針に対する消防用車両数の充足率（令和4年4月1日時点）

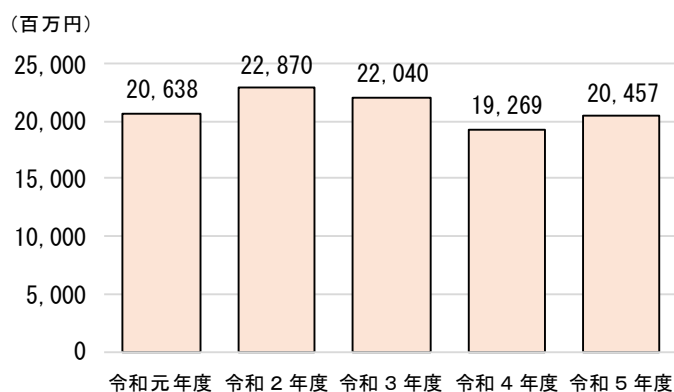
消防本部	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車		
	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
高知市	16	16	100.0%	3	2	66.7%	1	1	100.0%	11	11	100.0%	4	4	100.0%
室戸市	2	2	100.0%	0	0	-	0	0	-	3	3	100.0%	0	0	-
安芸市	2	2	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	0	0.0%
南国市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%
土佐市	2	2	100.0%	0	0	-	0	0	-	3	3	100.0%	1	1	100.0%
土佐清水市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
香南市	2	2	100.0%	1	0	0.0%	0	1	-	2	3	150.0%	1	1	100.0%
香美市	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
高吾北	3	3	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
高幡	4	4	100.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	7	7	100.0%	2	2	100.0%
仁淀	4	4	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
幡多中央	5	5	100.0%	1	0	0.0%	0	0	-	3	3	100.0%	1	1	100.0%
幡多西部	3	3	100.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
嶺北	3	3	100.0%	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
中芸	1	1	100.0%	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0%	0	0	-
合計	56	56	100.0%	13	2	15.4%	7	5	71.4%	51	52	102.0%	15	14	93.3%

④ 消防費の決算状況

市町村決算状況調（総務省）による県内市町村の消防費の令和5年度歳出決算額は約205億円となっており、ここ数年は横ばい傾向にあります。

また、住民一人当たりの消防費は、令和元年度から令和5年度までの平均が30,379円で、最も低い高知市消防局の15,828円に対し、最も高い室戸市消防本部では、80,426円と大きな差があり、管轄人口が少ない消防本部や管轄面積の広い消防本部では金額が高くなる傾向があります。

【図5】高知県の市町村消防費の推移（決算額）



＜出典（図5）＞
「市町村別決算状況調」（総務省）

＜出典（表4）＞
「市町村別決算状況調」（総務省）
「住民基本台帳人口・世帯数」（総務省）をもとに作成

【表4】住民一人当たりの消防費

（令和元年度～令和5年度決算額の平均）

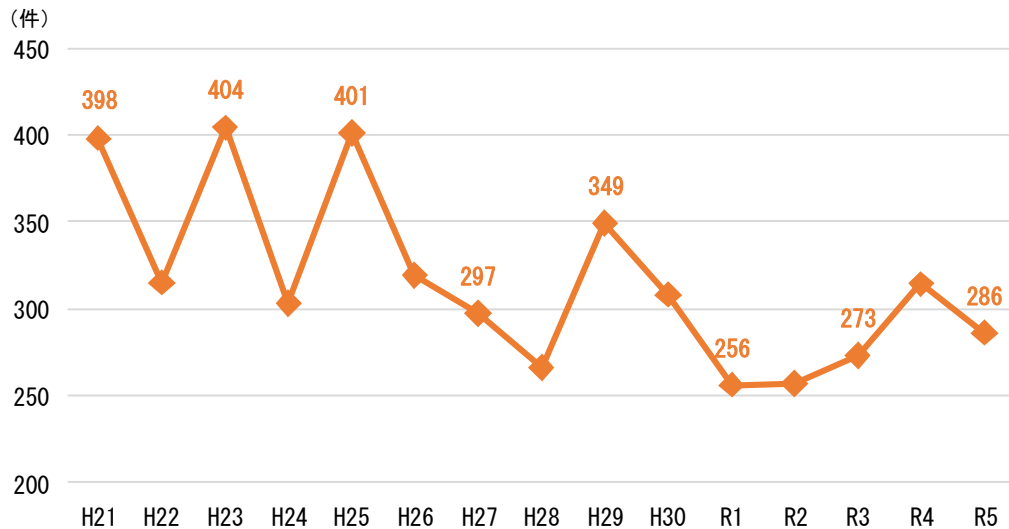
消防本部	金額（円）
高知市	15,828
室戸市	80,426
安芸市	29,035
南国市	23,806
土佐市	42,371
土佐清水市	56,097
香南市	41,490
香美市	34,944
高吾北	35,356
高幡	57,335
仁淀	40,181
幡多中央	43,425
幡多西部	42,521
嶺北	46,082
中芸	63,139
県全体平均	30,379

(2) 消防需要の動向

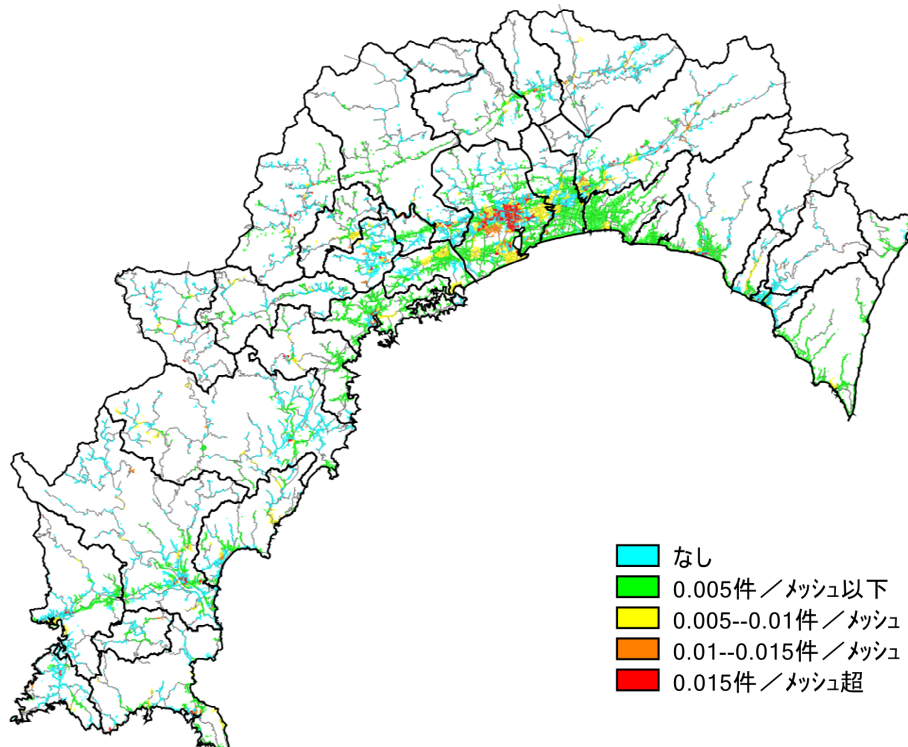
① 火災発生動向

平成21年から令和5年の本県の火災発生件数は、おおよそ250～400件の間で推移しています。年による件数のばらつきはあるものの、概して減少傾向にあります。

【図6】高知県の火災発生件数の推移



【図7】建物火災の発生分布



(一財) 消防防災科学センターによるシミュレーション

※平成26年～令和5年の建物火災発生件数に基づく発生分布。

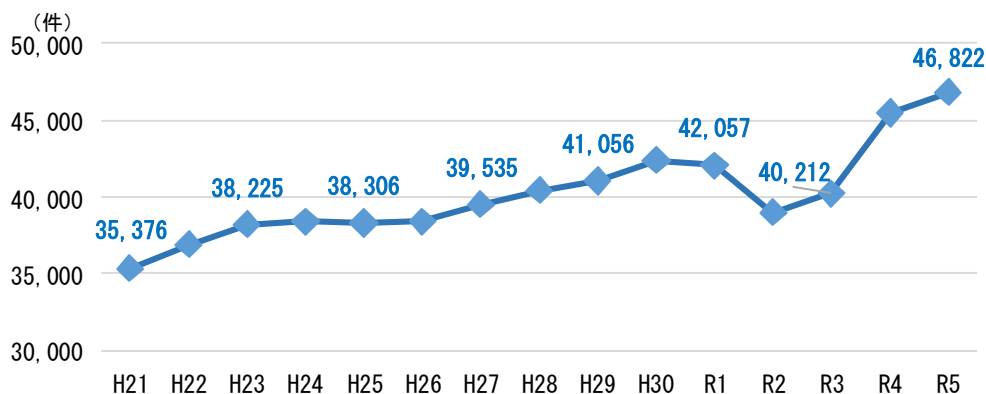
(国勢調査の小地域を基に設定した地区から山や田畑、原野など、建物がいないところは対象地域から除外。)

※算定対象として抽出した地域を、1メッシュの大きさを東西約147m、南北約116mとし、一つの小地域の属性は一律に分布すると仮定。(小地域内での発生件数を含有メッシュ数で割ることにより1メッシュ当たりの発生件数分布を設定。(救急件数及び救助件数についても同様に設定。))

② 救急出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救急出動件数は、おおよそ35,000～47,000件の間で推移しています。概して増加の傾向にありますが、令和元年から令和3年までの間は、新型コロナウイルス蔓延に伴い社会生活が著しく制約されたことの要因により、前年より減少又は同程度になったと考えられます。

【図8】高知県の救急出動件数の推移

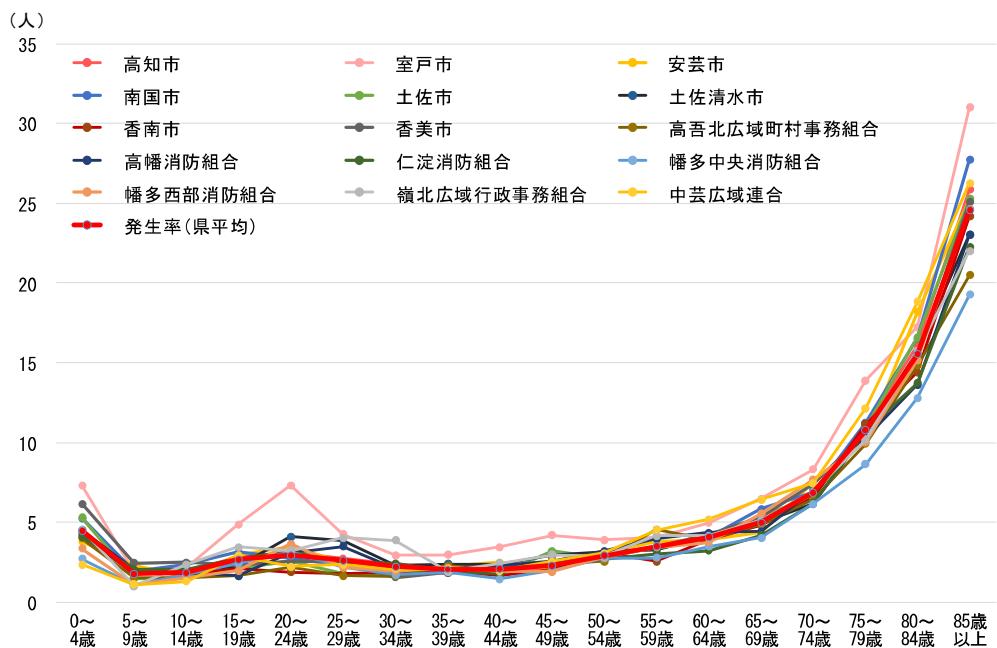


本県の人口は減少しているにも関わらず、救急出動件数が増加している要因については、全ての消防本部において高齢化に伴い単位人口当たりの発生件数が増加していることが考えられます。

令和4年から令和6年までの年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に、人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率を求めると、0～4歳はある程度高いものの、その後の年齢層では相対的に低く、50歳を過ぎると徐々に増加しています。

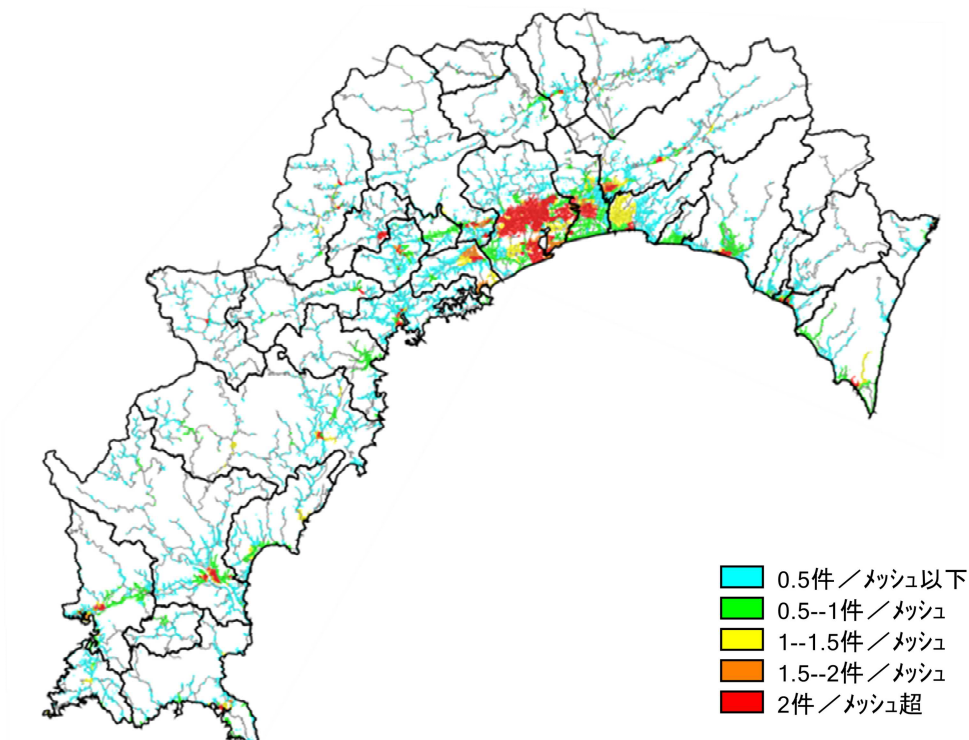
県平均では65～69歳で約5人、75～79歳で約10人、80歳～84歳で約15人、85歳以上で約25人となっており、特に高齢者は年齢が上がるにつれて急激に発生率が高くなっています。

【図9】高知県の令和4年から令和6年までの年齢別救急搬送人員発生率（人口100人当たり）



<出典> 「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数 (R4. 1. 1 時点) (R5. 1. 1 時点) (R6. 1. 1 時点)」 (県統計分析課) をもとに作成

【図 10】 救急出動の発生分布

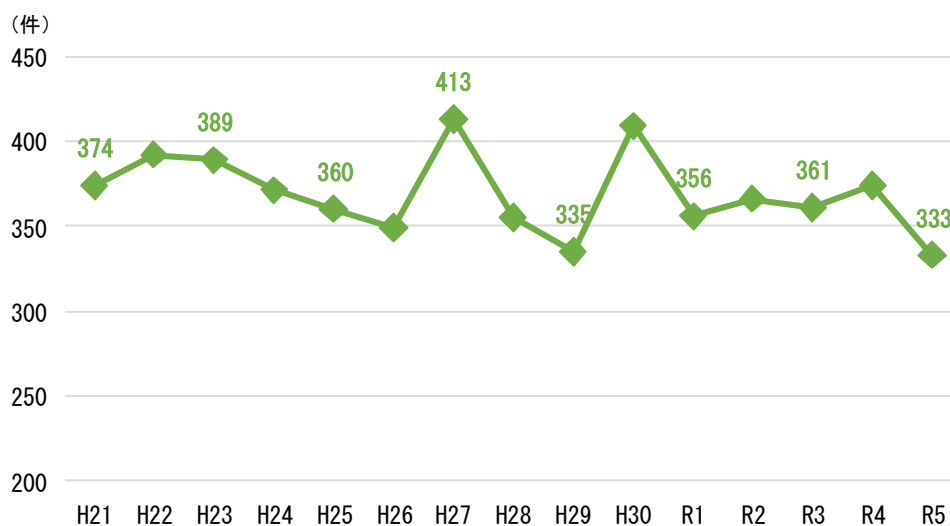


(一財) 消防防災科学センターによるシミュレーション
 ※令和3年～令和5年の救急出動件数に基づく発生分布。

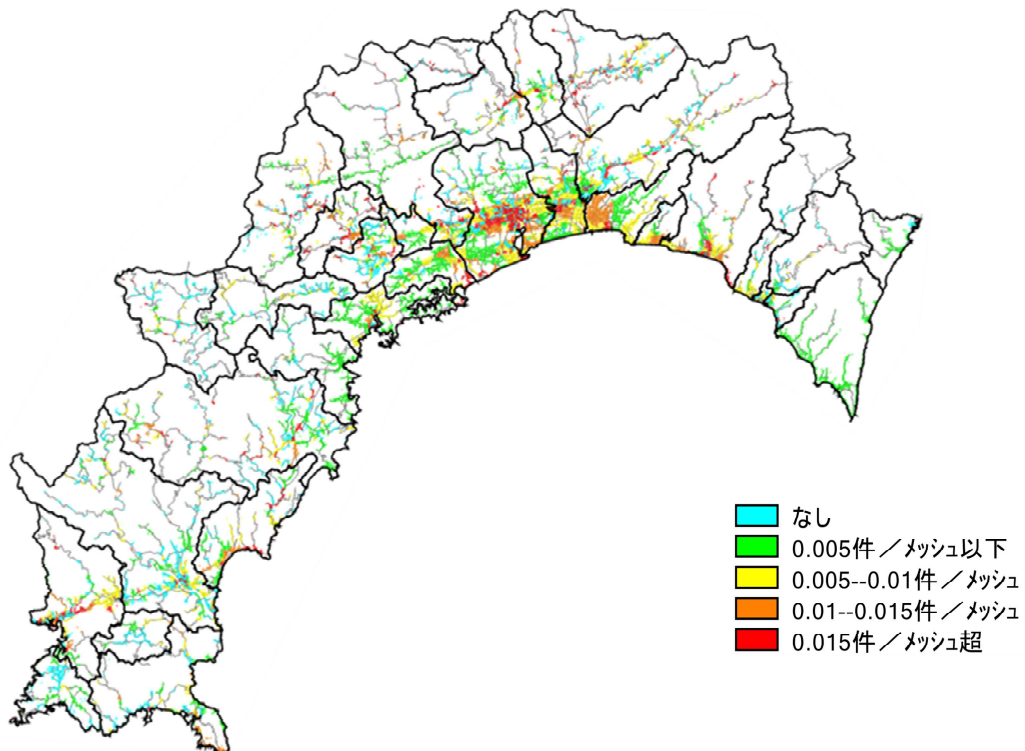
③ 救助出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救助出動件数は、おおよそ300～400件の間で推移しています。消防本部ごとに年による件数のばらつきはあるものの、県全体では、概して毎年同程度発生する傾向にあります。

【図 11】 高知県の救助出動件数の推移



【図 12】 救助出動の発生分布



(一財) 消防防災科学センターによるシミュレーション
※平成 26 年～令和 5 年の救助出動件数に基づく発生分布。

(3) 消防の抱える課題

本県の消防は、「(1) 消防本部の現状」で述べたとおり、消防の体制としては必ずしも十分でなく、以下のような課題を抱えています。

① 小規模消防本部特有の課題

ア 職員の確保

消防職員への応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

このような状況において、警防・救急・予防の直接部門の業務に従事する職員のうち、約67%が、総務事務、通信指令業務等の間接部門の業務を兼務しています。

イ 出動体制の確保

高知市消防局以外の14消防本部では、非番職員の招集による対応が行われており、火災発生時には即時全職員を招集する消防本部があるほか、救命講習や各種訓練の対応を非番職員が行っている消防本部もあります。

ウ 組織管理の課題

組織が小さいことにより、職員の年齢構成の不均衡や人事の硬直化など、柔軟な人事管理が難しくなっており、組織の活性化が図りにくい状況も見受けられます。

② 救急出動件数増加への対応

火災、救助の年間出動件数が横ばいであるのに対し、救急出動は、平成26年の約3万8千件から令和5年の約4万7千件へとここ数年で大きく増加しています。

また令和5年の人口1万人当たりの出動回数では、室戸市消防本部では、1千件を超えるなど、郡部や中山間の地域で高い傾向となっています。

救急出動件数の増加により、複数の救急自動車が同時に出動する事態や管外搬送への対応もあり、救急自動車が消防署所に不在となる時間が多くなっています。

このため、現状での当直人員や救急自動車数では出動体制の確保が難しくなっています。

③ 人口減少に伴う財源制約

今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収の見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

2 市町村の消防の将来見通し

(1) 管轄人口及び高齢化の見通し

本県では、全国に先駆けて人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（以下、「令和5年推計」という。）によると、令和32年には約45万人となり、令和7年と比べ約30%減少すると推計されています。

消防本部別に見ると、全ての消防本部において管轄人口は減少傾向にあります。減少幅が最も小さいとされる香南市においても約22%減少し、最も大きい室戸市では約61%減少すると推計されています。

また、生産年齢人口の減少は特に顕著であり、令和7年の約34万人が、令和32年には約40%減の約21万人となると推計されており、これは人口全体の減少比率を上回っています。

一方、65歳以上の高齢者は、令和7年は約24万人ですが、令和32年には約21万人となり、令和7年と比べ約14%減少すると推計されています。人口全体と比べ減少比率は小さくなっていることから、65歳以上の人口が占める割合は大きくなり、令和32年には生産年齢人口と同程度となります。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が平成15年に行った推計では、令和7年の本県の人口は約73万人、令和12年は約71万人でしたが、令和7年の人口は約65万人、令和5年推計では令和12年の人口は約61万人となっており、今後も推計を超えて人口減少が進行することも考えられます。

【表5】高知県の人口推計

消防本部	令和2年 国勢調査	令和7年	令和12年 推計	令和22年 推計	令和32年 推計	対令和7年 増減率	
高知市	326,545	311,188	298,280	270,644	241,483	▲22.4%	
室戸市	13,936	12,011	10,152	6,999	4,647	▲61.3%	
安芸市	19,937	18,301	16,703	13,741	10,945	▲40.2%	
南国市	46,664	45,321	42,718	38,120	33,108	▲26.9%	
土佐市	25,732	24,524	22,609	19,352	16,391	▲33.2%	
土佐清水市	12,388	10,795	9,598	7,138	5,124	▲52.5%	
香南市	32,207	31,477	30,026	27,483	24,703	▲21.5%	
香美市	26,513	24,961	23,207	20,015	17,253	▲30.9%	
高吾北	22,337	20,066	18,321	14,786	11,678	▲41.8%	
高幡	50,797	45,188	40,817	32,136	24,569	▲45.6%	
仁淀	26,186	24,297	21,951	17,638	13,594	▲44.1%	
幡多中央	42,956	39,573	36,956	31,043	25,407	▲35.8%	
幡多西部	24,904	22,489	20,284	16,054	12,179	▲45.8%	
嶺北	10,632	9,371	8,281	6,446	4,950	▲47.2%	
中芸	9,793	8,751	7,953	6,372	4,949	▲43.4%	
合計	691,527	648,313	607,856	527,967	450,980	▲30.4%	
	うち生産年齢人口	370,997	343,355	317,517	257,702	205,991	▲40.0%
【参考】	平成15年推計	760,580	734,373	706,094			
	令和5年推計との差	▲69,053	▲86,060	▲98,238			

<出典> 令和2年：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）
 令和7年：「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数（令和7年4月1日現在）」（高知県統計分析課）
 令和12年～令和32年推計：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
 平成15年推計：「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 救急搬送人員の将来推計

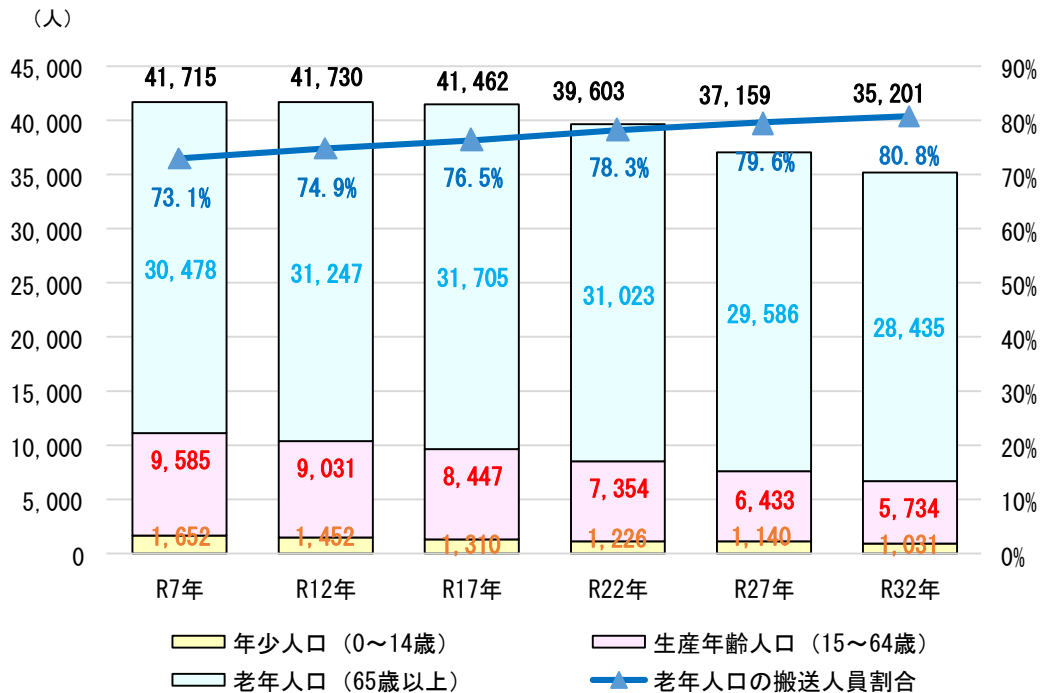
年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に算出した人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率により、将来の救急搬送人員を推計すると、令和7年から令和17年までは4万人を超える見込みとなっています。

それ以降は人口減少に伴い、徐々に減少し、令和32年には3万5千人程度（対令和7年比▲15.6%）になると推計されています。

年齢別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の救急搬送人員推計値は一貫して減少していますが、老年人口（65歳以上）の救急搬送人員は令和17年の約3万2千人がピークとなり、その後は減少し、令和32年には約2万8千人と推計されています。

また、救急搬送人員に占める老年人口（65歳以上）の割合は年々上昇し、令和32年までの間は、高齢化が進むことにより、人口の減少率と比べると、救急搬送人員の減少率は低くなる見込みです。

【図 13】 高知県の救急搬送人員の将来推計



<出典>

「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

第3章 広域化対象市町村の組み合わせ

1 基本的な考え方

(1) 広域化対象市町村の組み合わせ

本県は、全国に先行して人口減少が進んでおり、将来にわたり持続可能な消防体制及び消防サービスを確保していくためには、消防広域化を行いスケールメリットを生かして、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門である現場に振り向けることが有用な方策です。

その観点から考えると統合は広範囲で行うほど効果的であり、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きく、かつ速やかに実現できる方法であると考えます。

このため、小規模消防本部がほとんどである本県では、全市町村の常備消防組織に加えて県の消防学校や消防航空隊といった現場機能を担う組織を対象に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を目指すことが県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠であると考えます。

(2) 消防広域化重点地域等の指定

県一消防広域化を推進するため、県は、県内34市町村全てを、国及び県が優先的に支援を行う「消防広域化重点地域」として指定します。

また、本県の実情を踏まえて、国の財政支援を活用する観点から、消防広域化において中核的な役割を果たす消防本部の特定についても、実施計画策定過程において検討します。

(3) 広域化の方式

全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置する方式により広域化することとします。

【参考】広域連合について

- ・ 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13

- ・ 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

(4) 消防広域化による消防力の運用効果

県内全域を管轄とする1消防本部体制における消防力については、以下のとおりの運用効果を見込んでいます。

なお、当該運用効果については、県による消防広域化の検討に係る基礎調査及び一般財団法人消防防災科学センターによる検証結果を基に算定しています。

① 消防指令システムの共同化

ア 現状の15消防本部で通信指令業務に従事する消防職員は約100人役程度ですが、県内全域で共同化することにより、約50人役程度で対応が可能になると考えられます。

イ 高機能なシステムにより、通報者の位置情報をより正確に把握でき、その位置情報をリアルタイムに共有することで、災害現場に最先着できる車両を従来の管轄の壁を越えて出動させることが可能となり、より迅速な初動対応につながります。

② 初動対応の車両等の増強

現在の消防本部又は消防署所の管轄を越えて出動が可能となることで、車両の配置台数が少ない消防本部又は消防署所において、大規模な災害の発生や出動の要請が複数箇所を重複した場合に、近隣の消防署所からの出動を直ちに行うことが可能となります。

また、一部の消防署所にのみ配置されているはしご車等の特殊車両も管轄を越えて出動可能となります。

【参考：広域化により新たな初動対応車両の出動が期待できる市町村】

- ・現在、救急車を1台又は2台で運用している26市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな救急車を出動させることが期待できます。
- ・現在、消防車を1台又は2台で運用している19市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな消防車を出動させることが期待できます。
- ・現在、はしご車が配置されていない市町村のうち、中高層建物がある16市町村では、広域化により高知市消防局のはしご車を出動させることが期待できます。

③ 現場到着所要時間の短縮

災害発生地域の直近の消防署から、シミュレーションに当たって設定した道路を平均的な速度で走行した場合、次のように多くの市町村で現場到着所要時間の短縮が期待できます。

ア 県内での最大短縮時間：31.3分（土佐清水市有永）

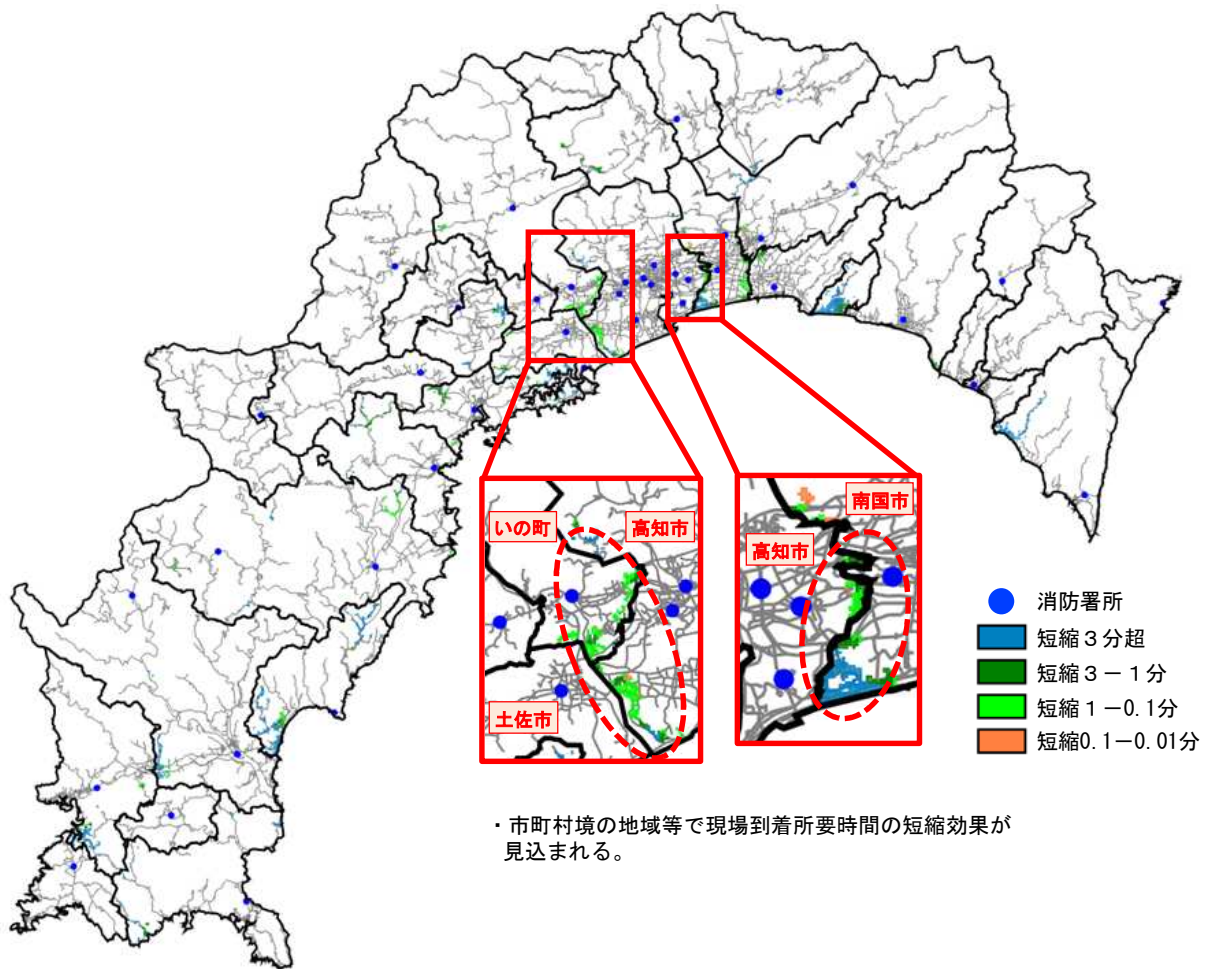
イ 1分以上の短縮が期待できる地域がある市町村：21市町村

ウ 短縮が期待できる地域がある市町村：23市町村

【図14】 救急車の現場到着所要時間の短縮時間の分布シミュレーション

※ 直近の消防署所から救急車が出動した場合の走行時間の短縮効果の分布

((一財) 消防防災科学センターによる検証結果)



2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

- ① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。
- ② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

- ③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、県内の消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、遅くとも令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

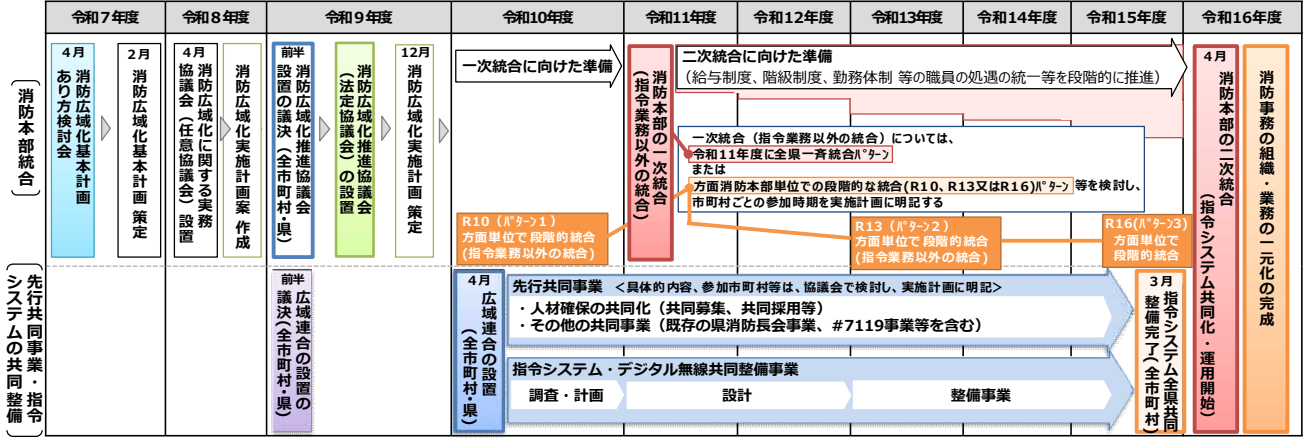
以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

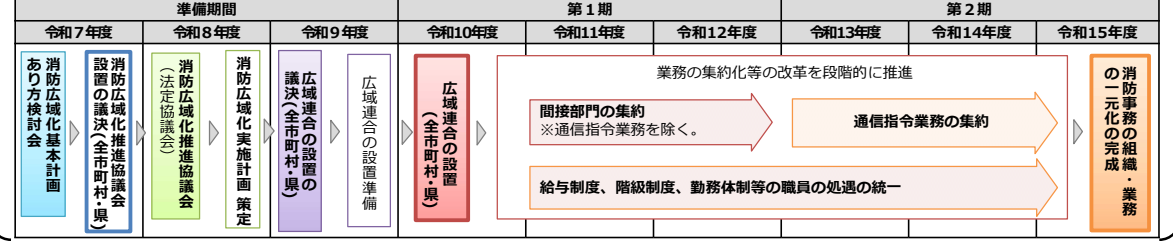
【図15】 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

令和8年度の検討開始に当たっての前提条件

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。
- ◎ 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置する。



【参考】 高知県消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール（案） ※一部レイアウト等を変更



第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割

1 基本的な考え方

消防組織法第33条において、県は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることや、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされていることを踏まえ、広域化の着実な実現に向け、次の取組を行うこととします。

(1) 広域化を推進するための体制の整備

本計画の策定に当たって、令和7年度に、県を事務局とする高知県消防広域化基本計画あり方検討会を設置し、当該検討会において、法令で定められている推進計画の内容よりも、より踏み込んで、広域化後の各種シミュレーション等を提示するなどして、全ての市町村と消防本部と広域化後の消防の円滑な運営（第5章）について議論を重ね、県として基本的な事項を取りまとめました。

今後においても、実施計画の策定に向けて、協議会を設置し、県もこの協議会の構成員となり、市町村、消防本部等との協議に引き続き積極的に関与していきます。

また、消防組織法において県の事務とされている航空消防隊（第30条）及び消防学校（第51条）に関する事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、将来にわたり必要な県内消防力の確保を図るとともに、広域連合の運営に主体的に関与していくこととします。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広報紙やホームページ等に広域化の進め方や狙い、メリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え、広く県民等に対する情報提供を適時適切に行い、県民の理解が進むように努めます。

(3) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等

積極的な情報収集や市町村への情報提供を行うなど、市町村の取組の促進を図るとともに、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する政策提言等を行うこととします。

また、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応といった支援を行います。

さらに、県の事務とされている航空消防隊及び消防学校に関する事務が広域連合に加わることや、広域連合の運営に県が主体的に関与していくことが必要であるため、県による職員の派遣を行います。

加えて、広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には、消防組織法に定める市町村消防の原則を踏まえつつ、県による財政支援を検討します。

(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整等を行います。

(5) 広域化に関する調査研究

必要に応じて、先進事例における広域化の効果や課題の調査等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

新たな消防組織は地方自治法第284条第3項に基づく「広域連合」の形態により設置し、その名称は「高知県消防広域連合」（以下「広域連合」という。）とし、消防本部名称は「高知広域消防局」とします。

広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市に設置します。

また、広域連合事務局及び消防局双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討します。

(2) 新法人の主たる意思決定機構

新たに設置される広域連合においては、以下の執行機関や議決機関、協議・審議機関を設置し、円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築します。

① 執行機関

名称	人数	概要
広域連合長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を執行する機関の長 ・ 市町村消防の原則に鑑み、市町村長の中から選任 ・ 全市町村長及び知事により選出
副広域連合長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合長が任命
担当管理者	7名 (方面消防本部6名、 消防防災航空センター・ 消防学校1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面消防本部の担当管理者：管轄内市町村の長から選出された市町村長を充てる（※中央方面消防本部は高知市長を充てる） ・ 消防防災航空センター・消防学校の担当管理者：知事を充てる ※広域連合長及び副広域連合長はいずれかの担当管理者を兼ねることを想定
消防局長	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防吏員の長

② 議決機関

名称・構成員	人数	概要
広域連合議会・議員	14名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成 ・ 条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う

任期や選出方法等については、実施計画又は広域連合規約に規定します。

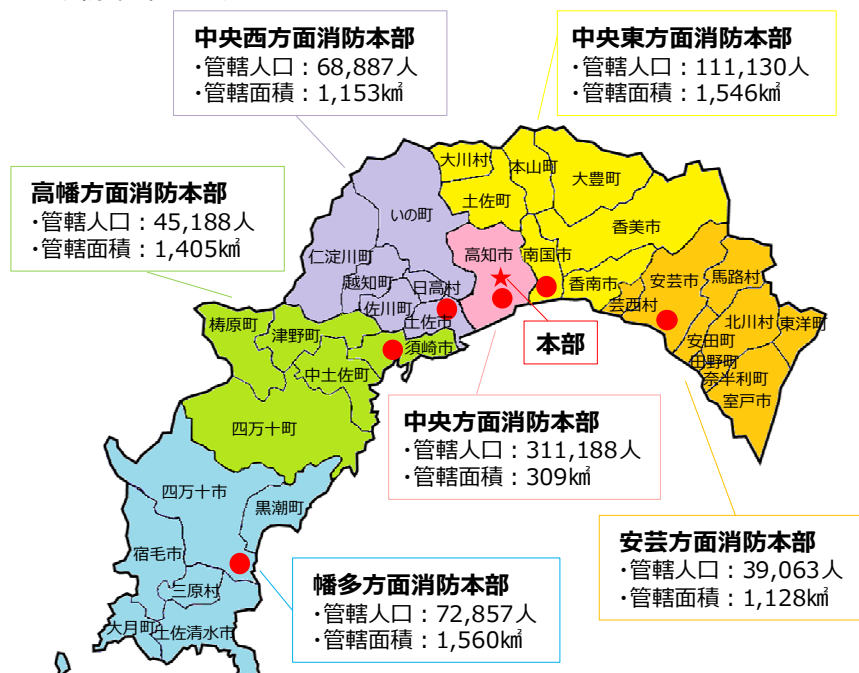
③ 協議・審議機関

名称	構成	概要
広域連合管理者会議	広域連合長、副広域連合長、担当管理者（方面消防本部6名、消防防災航空センター・消防学校1名）	・条例、予算等の重要事項に関する協議を行う
方面消防本部管理運営協議会	方面消防本部担当管理者たる会長（1名）、委員（管轄内各市町村の長。中央方面消防本部は高知市長が指名する市職員若干名）	・方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関 ・地域事情を踏まえた調整を行う

(3) 方面消防本部の設置

県内40箇所に設置される消防署所と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して6つに区分し、各区域に方面消防本部を設置し、連絡調整の事務を分掌させます。区域の設定に当たっては、県や国の地方行政機関の管轄区域等を参考に、以下の6区域とします。

【図 16】 方面消防本部の区域



<出典> 「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土交通省国土地理院）
「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数（令和7年4月1日現在）」（県統計分析課）

(4) 新法人の所掌事務の範囲

新法人は、市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）及び県の消防事務のうち消防防災航空センター・消防学校の事務を所掌します。

このほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務についても受託することを可能とします（「10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項」に別途記載）。

(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次（再掲）

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、遅くとも令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

① 消防本部の数と規模

本県では、現在、15消防本部が設置されていますが、1消防本部当たりの管轄人口は、全国平均が17.3万人であるのに対し、本県は4.3万人となっており、人口当たりの消防本部数は全国で最も多いです。面積や人口が本県に近い島根県が9消防本部であることも踏まえると、本県では管轄人口に比して消防本部数が非常に多い状況にあります。

また、15消防本部の下に20消防署が設置されており、1消防本部当たりの消防署数は、全国平均が2.4署に対して、本県は1.3署であり、本部機能と消防署の現場統括機能の区分が曖昧になりがちな状況にあります。

なお、東洋町や芸西村においては、消防に関する事務を隣接する室戸市や安芸市に委託しています。

② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編

消防本部の体制について、消防本部と消防署との機能分担を明確化して再編することとし、広域化後、原則、消防本部の機能については、集約した上で広域連合本部へ移管する一方、消防署の機能については、庶務業務も含め、広域化後も消防署に存置します。

具体的には、広域連合本部の機能としては、市町村や県との連絡調整、人事・給与制度の立案、予算の編成と議会質疑対応、119番通報受電や現場への指令、警防・予防・救急等の制度の企画立案及び法令解釈などを担います。

他方、消防署では現場活動の総括や、経理・契約など予算の執行の実務、現場出動及び個別事案の対処、各種届出の受付などの機能を担います。

③ 消防本部機能の集約による専門化・高度化

消防本部機能を広域連合本部へ集約することで、例えば総務関係では、コンプライアンス機能を強化し、パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するほか、各業務における企画立案機能の専門性を強化し、デジタル化を含め高度な住民サービスの実現を図ります。

④ 消防本部機能の集約により生じた余力を生かした現場力の強化

現行の15消防本部で行われている通信指令業務に従事する人員のうち、消防指令システムの共同化により約半数を広域連合本部に集約し、残る約半数を消防署所の現場業務に従事させることで、現場力の強化を図ります。

⑤ 中山間地域の小規模消防本部における人材確保強化

広域化後は、県域全体をカバーする新たな本部体制への移行により、人口減少下での組織の持続可能性向上と規模拡大による職場の魅力向上を図ります。

特に、人口減少に伴い郡部の小規模消防本部では、新規採用職員の確保に困難が生じているため、県域全体で新規職員を一括採用することで、中山間地域等の欠員補充を含め、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化します。

2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針

① 新組織の構成

広域化後の消防体制においては、従来の1本部1署体制では曖昧になりがちであった本部機能と現場統括業務の役割を明確化し、管理機能を広域連合本部に集約することで、県内全体の消防行政における管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場対応力の強化を目指します。各組織の基本的な役割は以下のとおりとします。

ア 広域連合本部の基本的な役割

広域連合本部は、消防行政全体に関する制度や施策の企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整を担います。また、消防組織法上、県内で唯一の「消防本部」として、現行の15消防本部の本部機能を集約化します。

イ 方面消防本部の基本的な役割

方面消防本部は、広域連合本部と消防署所との間の連絡調整を担うとともに、応援職員の派遣など消防署所の支援を行います。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化します。

ウ 消防署所の基本的な役割

消防署所は、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対応など地域住民に最も身近な現場対応を担います。また、消防署所間の運営調整に必要な庶務機能は広域化後も存置するほか、市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整も行います。

【表6】広域化後の役割分担（案） ※通信指令業務を除く

組織名 (箇所数)	基本的な役割と 広域化の意義	主な業務		
		総務	警防・救助・救急	予防
広域連合本部 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等 ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、現行15本部の本部機能を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者会議の運営 ・条例・施策、組織管理等の企画立案、政策評価 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画、運用方針の企画立案 ・規程等の改廃 ・各種調査、統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防対策 ・建築基準法に基づく消防同意 ・大規模、困難事案等への対応
方面消防本部 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合本部と消防署所との連絡調整 ○消防署所の支援 ○「管理運営協議会」の場等を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等） ・管理運営協議会の運営 ・広域連合本部と署所間の連絡調整 ・方面消防本部内の調整 ・消防団事務（高知市から受託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・消防水利の設置協議、情報集約等 ・救急症例検討会、救命講習等の実施 ・土地開発同意事務 ・車両や資機材の修理等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や消防用設備に関する申請・届出手続 ・火災原因及び損害の調査 ・行政指導等による消防法違反是正
消防署所 (40)	<ul style="list-style-type: none"> ○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対応など地域や住民に最も身近な現場活動 ○消防署所の運営に必要な庶務機能は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団事務（市町村から受託） ・署の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・消防団員との訓練等 ・現地調査、点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防関係団体との連絡調整（女性防火クラブ等） ・消防法、火災予防条例に基づく届出手続 ・防火対象物、危険物施設の立入検査

② 職員配置

広域連合発足時（令和10年度～）は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

なお、現行15消防本部の職員を広域連合本部に派遣する場合、人材育成の観点での研修職員も含め、多くの消防本部から職員が派遣されるよう配慮します。

(2) 新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）

① 全県での一次統合時

ア 現行消防本部（消防署所の所管部分を除く。）の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込みます（管理職20名程度減、総務部門40名程度減）。

イ 方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込みます。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計85名程度増）】

・中央方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当17名、警防・救急・予防担当19名 計37名

・その他の方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当4名、警防・救急・予防担当4～6名

5方面消防本部で計48名

ウ 広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下(ア)のとおり40名強程度と概算で想定し、これを以下(イ)により、確保することを見込みます。

(ア) 概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計40名強程度）】

消防長1名、次長2名、総務担当20名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む。）、警防・救急・予防担当18名程度

(イ) 確保する人員見込み

a 現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部事務又は消防署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約160人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数 ……30名強程度

b 広域連合本部の臨時的業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数 ……10名弱程度

エ 上記ウに掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定します。

(ア) 現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図ります。

この観点から、広域連合本部への移管人員数はさらなる上積みを目指します。

(イ) 広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交替制確保のための人員を含む。）については、精査の上、各消防署所に存置します。

(ウ) 上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各消防署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

② 二次統合時（令和16年度～）

ア 現行消防本部における通信指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100人役程度）の減少を見込みます。

イ 広域連合本部に設置する消防指令センターに必要と見込まれる要員数（47名程度）の増加を見込み、これを踏まえて消防署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（以下のとおり）します。

ウ 以上の結果、消防署所で生じると見込まれる余力（53人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

【消防指令センターの職員配置イメージ】 計47名

- ・ 指令管理担当5名、指令要員42名（14名×三交替制）

※方面消防本部ごとの拠出要員数

中央：29名（令和10年比で7名の余力） 安芸：3名 中央東：5名

中央西：3名 高幡：3名 幡多：4名

- ・ 現行の通信指令業務の人役数：99.5人役

→ 二次統合時の人役数：47人役 ⇒ 52.5人役の余力

③ 総括表

単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分	箇所数	現行 (R7.4.1時点)			全県での一次統合時の 増減			全県での一次統合時			二次統合時の増減			二次統合時				
		管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計		
新組織	広域連合本部	1				[注1] ▲41		▲41	41		41	[注5] ▲47		▲47	88		88	
	方面消防本部	6				[注2] ▲85		▲85	85		85				85		85	
	小計	7				▲126		▲126	126		126	▲47		▲47	173		173	
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注3] ▲4	▲59	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	8	27	253	280	▲1	4	3	26	257	283		7	7	26	264	290
		小計	9	118	257	375	▲56	0	▲56	62	257	319	▲36	7	▲29	26	264	290
	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注4] 28		28	▲28		▲28			
		署所	11	85	205	290	▲7		▲7	78	205	283		20	20	78	225	303
		小計	18	135	205	340	▲29		▲29	106	205	311	▲28	20	▲8	78	225	303
	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注4] 36		36	▲36		▲36			
		署所	21	110	263	373	▲10		▲10	100	263	363		26	26	100	289	389
		小計	28	170	263	433	▲34		▲34	136	263	399	▲36	26	▲10	100	289	389
	合計	広域連合本部	1				41		41	41		41	47		47	88		88
方面消防本部		6				85		85	85		85				85		85	
消防局・本部		15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100				
署所		40	222	721	943	▲18	4	▲14	204	725	929		53	53	204	778	982	
消防学校への派遣等				57	57					57	57					57	57	
計			423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212	

[注1] 広域連合本部には、消防職員34名のほか、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。

[注2] 中央方面消防本部37名（消防団担当5名他を含む）、5方面消防本部48名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は消防署所へ移行。

[注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員8名、消防組合等から拠出される10名の合計。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

① 「消防力の整備指針」に基づく人員充足率の改善

消防力の整備指針が示す人員配置数は、市町村が目標とすべき装備、車両等や人員の整備水準を示したもので、国（消防庁）が定める一種の努力目標と位置付けられるものです。

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

この努力目標達成に向けては、人員増に要する財源の確保が不可欠です。このため、整備指針に基づく人員充足率等の改善に向けては、三交替制勤務への移行、給与水準の均一化などの人件費の増額を伴う他の諸課題の取扱いと併せて、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見通しも精査しつつ、取組方針を検討します。

② 三交替制勤務への移行

三交替制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、併せて現場の消防力の強化にも資することから、導入に向けた検討が望まれる課題です。

一方、三交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が

必要となります。

このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請します。

③ 欠員補充等に要する人員増

消防職員の欠員は、現場対応力の低下や職員の負担増につながることから、広域化に当たり、必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべき課題と位置付けられます。このため、欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、関係市町村において速やかに検討を行うよう要請するとともに、広域連合における支援のあり方について検討します。

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用に関する基本方針

① 任用

広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員は、広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとします。

なお、広域化前の勤務継続年数等については、広域連合に引き継ぐものとします。

② 職名及び階級

職名及び階級については、現行15消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一するものとします。

(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）

広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを基本とし、併せて、地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討します。

地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方、採用時の地域選択において第2希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討します。

(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算

① 既存職員の人事異動等に関する基本方針

広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれますが、大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定されます。広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することとします。

② 広域異動に関する暫定的試算

広域化後、新たに広域異動の対象となるポスト数は、現時点での人員配置見通しを前提に試算した場合、全県での一次統合時15人程度、二次統合時18人程度、合計33人程度（全体1,205人の約3%）が想定されます。

ア 全県での一次統合時

本部機能の集約化や、新たに設置する「コンプライアンス推進室（仮称）」、「デジタル化推進室（仮称）」などの業務に対応するための要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ15名程度の広域異動を想定します。

ただし、本試算は、警防、救急、予防部門における人員配置について、現時点での仮算定に基づくものであり、今後変動を生じることがあります。

イ 二次統合時（令和16年度～）

全県での一次統合時の要員に加え、広域連合本部に設置する県一消防指令センターに必要と見込まれる要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ18名程度の広域異動を想定します。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討します。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
(A) 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
(B) 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

(2) 給与等の勤務条件に関する基本方針

広域連合の職員の給与等の勤務条件については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして統一する方向で検討します。

(3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）

給料表の適用に当たっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき対応します。

- ① 新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用します。
- ② 既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、高知市に準拠した新給料表に移行することとします。

その際、新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討します。

(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域異動時の宿舍提供等）

諸手当及び福利厚生等の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一する方向で実施計画において定めるよう検討します。

また、退職手当については、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないように取り扱います。なお、退職手当の支給事務の取扱いについては、現行15消防本部で方式が異なるため、今後、対応を検討し、実施計画において方向性を定めます。

広域異動する職員については、住居手当の支給等により住居の確保を支援します。

5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

① 歳入

歳入は以下の内容を基本とします。

県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源とします。

② 歳出

歳出は以下の内容を基本とします。

ア 構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要となる経常経費

ウ 新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

エ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）

オ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）

カ なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととします。

【上記に基づいた令和6年度決算額等による新組織運営に要する財政規模の暫定的試算】

① 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費

ア 構成市町村における消防に係る経費（令和5～6年度平均値）
： 169.8億円

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費
： 7.5億円

ウ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
： 2.3億円

② 新組織の立ち上げ時に必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
： 6.8億円

③ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）
： 176.6億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとします。

(3) 指定金融機関

新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とします。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとします。

(2) 不動産及び償却資産

① 市町村が所有する既存の財産・債務

市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとすることを基本とします。

ア 消防署所の土地、建物等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置することとします。

イ 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担することとします。

② 一部事務組合が所有する財産・債務

消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることを基本とします。

ア 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担することとします。

イ 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担することとします。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することとします。

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担することとします。

(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとします（(1)後段の場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達することとします）。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

(1) 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的な内容

- ① 専ら消防署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とします。
- ② 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請します。
- ③ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努めることとします。

【分賦金算定の方向性】

広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討することとします。

ア 全市町村が受益する経費

広域連合本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等）については、全市町村で案分。

イ 方面消防本部の構成市町村が受益する経費

方面消防本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費等）については、方面消防本部の構成市町村で案分。

ウ 消防署所の所在市町村が受益する経費

消防署所の運営に要する経費（人件費、装備品を含む経常的経費、消防署所の改修を含む投資的経費）については、消防署所の所在市町村で案分。

エ 専ら特定市町村に便益をもたらす経費

非常備消防の経常的経費（委託した場合）等については、受益する市町村の分賦金として算定。

9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後は、消防行政に関する制度や施策の企画立案、国、県、市町村との連絡調整など消防組織法上の県内唯一の消防本部としての役割を「広域連合本部」が担い、広域連合本部と管内消防署所との調整を「方面消防本部」が分掌します。

「消防署所」は消防サービスや災害対応に係る個別事案への対処などの現場活動、地域や住民に最も身近な業務に責任を持って従事する体制とします。

(1) 広域連合本部の主な業務

消防行政全体に係る施策、組織体制や人事管理等に関する制度の企画立案及び執行統括、条例案や予算案の作成、警防・救助・救急・予防等、各分野における計画の策定など、広域連合全体としての意思決定に係る事務のほか、消防署所での対処が困難な事案への対応など、高度な技術を要する専門性の高い業務を担います。

(2) 方面消防本部の主な業務

管内の消防署所の人事や予算などに関し、広域連合本部及び消防署所間との連絡調整窓口として情報伝達・集計等の業務を処理するとともに、応援職員の派遣といった消防署所の支援を行うなど、管内の消防行政の円滑な運営に寄与します。

(3) 消防署所の主な業務

主として消火・救急・救助などの現場における個別事案の対処活動に当たります。あわせて、消防団との連携、消防団事務や消防水利の管理（市町村から委託された場合）、火災予防業務（許認可・査察・防火指導等）を通じ、地域に密着したサービスを提供するとともに、地元市町村等との緊密な連携により、地域の安全を支える役割を果たします。

(4) 市町村から委託された業務

消防団事務及び消防水利の管理を市町村から委託された場合は、消防署又は方面消防本部で実施します。

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとします。

受託する事務の範囲については、実務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担方式の「標準形」を以下のとおり設定します。

「標準形」と異なる取扱いを希望する市町村については、その意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定めることとします。

<消防団に関する事務の標準形（案）>

消防団事務等	標準形（案）
消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施
団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 (各市町村は広域連合に分賦金を支出)

<消防水利事務等の標準形（案）>

消防水利事務等	標準形（案）
消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施
水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村
消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出)

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。具体的には、消防団と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 定例的な連絡会議の開催
- ② 連絡調整担当職員の配置
- ③ 合同訓練の実施
- ④ 連絡通信手段の確保
- ⑤ 災害発生時等における連絡体制の確保

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 市町村長及び危機管理担当幹部と、消防署長及び幹部による定期的な協議の場の設置
- ② 防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流
- ③ 構成市町村の災害対策本部への消防署所職員の派遣
- ④ 夜間・休日等における相互の連絡体制の確保
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 情報通信手段の整備による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線端末を消防署所に設置し、24時間体制を確保

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針

広域化後、消防指令システムの共同化を図り、現行15消防本部の管轄区域を越えて、現場に最も近い消防署所から必要な部隊を出動させる「直近指令」や、出動可能な部隊が近くの消防署所にいなくなった場合に他の消防署所の部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」体制を構築します。

これにより、火災・救助・救急事案への現場到着時間を短縮し、迅速な出動体制の実現を目指します。

南海トラフ地震などの大規模災害時には、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うとともに、他県からの緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全县での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く）の広域連合本部への集約に伴う人員の再配置を進め、広域連合本部及び方面消防本部における組織体制を整備します。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の広域連合本部への集約化により、通信指令業務を担当する人員を減少させて余力を生み出し、それを各消防署所の現場へ再配置することで、消火・警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進めます。

県全域を通じた整備水準の平準化については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討します。

① 消火・警防部門

ア 高性能ドローンや走破性に優れた小型救助車など、最新技術を活用した資機材・車両については、広域連合本部においてデジタル技術の進展を踏まえた技術戦略を検討した上で、計画的に整備を進め、狭隘地や山間部をはじめとする本県の特徴的な様々な現場において、迅速かつ的確に対応できる警防体制の構築を目指します。

イ 広域化に伴う人員再配置による現場力強化や、「直近指令」や「ゼロ隊運用」による火災現場への初動部隊の迅速投入などを通じて、火災の拡大を防ぎ、早期消火を可能とする体制のさらなる充実を図ります。

② 救急部門

ア 郡部から高知市内への長距離搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「中継搬送」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないように取り組みます。

イ 広域化に伴う人員再配置によって現場要員の確保や兼務の解消を進め、増加する救急需要に的確に対応するため、救急要請が多い昼間の時間帯に対応する「日勤救急隊」の

体制拡充を図ります。

日勤救急隊は育児や介護と仕事との両立が必要な職員や、60歳以上の経験豊富なOB職員等で編成し、通常の交替勤務とは異なる勤務形態を取り入れることで、職員の働きやすさを確保しつつ、地域の救急体制の強化を図ります。

ウ 気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進めます。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図ります。

③ 救助部門

ア 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、広域化による人員再配置を生かし、例えば、県内から選抜された救助隊員で「特別高度救助隊」を編成するなど、迅速かつ高度な救助活動の実現を目指します。

イ 山岳救助や水難救助、都市部の中高層建物等からの救助など、特殊な条件下における救助技術について、県内各地の様々な訓練施設を活用した合同訓練を行うことで、救助部隊間の連携力強化を図るとともに救助技術全体の底上げを図ります。

④ 予防部門

ア 広域化による人員再配置を生かし、専門性の高い職員を広域連合本部に配置して、困難事案を処理する一方、各消防署では住民や事業者が身近な場所で相談や指導を受けられる体制を充実します。

これにより事案の性質に応じて、より迅速かつ的確に必要なサービスを提供できる予防行政の実現を目指します。

イ 火災予防に関する許認可や届出の電子申請化を推進し、住民や事業者の手続きをより簡便にし、利便性の向上を図ります。

ウ 火災予防条例の全県域での統一をはじめ、制度や運用の標準化を進めることで、予防行政の質を高めることを目指します。

(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立（一部再掲）

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現します。

① コンプライアンス推進室（仮称）の設置

パワハラ防止や、消防職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置します。

この室が機能することにより、若者や女性にとっては魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながります。

また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながります。

② デジタル化推進室（仮称）の設置

ハイスペックドローンや電子申請等の消防DXの導入により、組織の業務効率化と住民の利便性向上を図ります。

この室が機能することにより、住民にとっては、例えば、手続きのオンライン化が進み、いつでも、どこでも申請ができ、予防手続きなどの利便性が向上します。

また、消防職員にとっては最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの業務負担を軽減することができます。

③ 効率的な部隊運用（中継搬送の活用）

患者を長距離搬送するときに、途中で別の救急隊に引き継ぐ「中継搬送」を活用することで、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える部隊の運用を効率的に行います。

中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り、安心・安全につながります。

また、消防職員にとっては非番招集や長距離・長時間出動の負担を軽減することができます。

なお、中継搬送については、傷病者の容態や引継先の消防署の出動体制に支障のない範囲で運用します。

④ 直近指令・ゼロ隊運用

消防指令システムを共同化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うようにします。

これらにより、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上につながります。

また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できます。

⑤ 迅速かつ高度な救助活動の実現

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、迅速かつ高度な人命救助を実施することができるよう、特別高度救助隊の創設などを検討します。

こうしたことにより、住民にとっては、専門性の高い隊が活動することへの期待で安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては隊における訓練や活動を通じて高い専門性と高度なスキルを身につけることができ、キャリアアップに生かされます。

⑥ 広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化

直接部門と間接部門の兼務の解消を進め、現場体制を強化します。あわせて、救急需要のピーク時間帯である昼間に対応を行う「日勤救急隊」を拡充します。

広域化に伴う人員再配置により、住民にとっては、昼間に運用されている救急車が増えることで、日々の安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の選択肢が広がります。

(5) 職員研修体制の充実 ※消防学校・消防大学校での研修を含む

消防職員の教育や研修は、災害の多様化などに対応できる力を身につけるために欠かせない取組です。

また、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な資格を持つ職員を計画的に育成していくことも重要です。

広域化後の新しい組織では、より高度で専門的な消防業務を確実にを行い、県民の安全と安心を守るため、職員研修の充実や資格取得の支援を進めていくことが求められます。このため、消防学校や消防大学校での研修を含め、今後の研修の進め方や資格取得のあり方については、実施計画の中で方向性を検討していくものとします。

13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務の集約化を実現するため、これに必要な消防指令システムを備える消防指令センターを令和15年度末完成を目途に新たに整備します。

システムの仕様は、消防庁の定めるⅢ型（管轄人口40万人以上）を想定し、具体的に検討を進めます。

消防指令センターでは、本県全域の119番通報を受信し、災害等の発生場所をシステム上で迅速に特定した上で管轄の消防署所に出動指令を行います。

消防指令センターや消防署所、出動部隊の間での通信に必要なデジタル無線については、県や市町村が使用している既存の無線施設や無線設備を最大限活用して基地局の最適化等を行った上で、県全域での通信が可能となるよう、消防指令センター整備と併せて新たに整備します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。

これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 整備スケジュール及び現行システムからの移行計画に関する基本方針

新たな消防指令システム及びデジタル無線、消防指令センターについては、高知市及び土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる令和15年度末の完成を目途に整備します。

新たに整備されるまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、令和15年度末までに更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行います。

(4) 消防指令センターの整備スペースの確保に関する方針

新たな消防指令センターについては、広域連合本部の事務室と同一の施設内に設置することが望ましいことから、高知市消防局などの既存施設内において整備を図る方向で、実務的な検討を進めます。

(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

通信指令業務を集約化し、現行15消防本部の全て（現在システムを未整備の2本部を含む。）において使用することとなる新たな消防指令システムを共同して整備する場合について、整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たな消防指令システムを令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費、中間更新費を概算で見積もった上で合計します。

(A) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部 共同で整備し運用した場合	73.2億円
(B) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額	186.4億円
(C) 現行の消防指令システムを現行13消防本部単独で 再整備し運用した場合	70.7億円

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

(A)' 新たな仕様の消防指令システムの共同整備	42.1億円
(B)' 新たな仕様の消防指令システムの単独整備	130.0億円
(C)' 現行の消防指令システムの単独再整備	54.2億円

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たな消防指令システムの整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

①新仕様のシステム整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを加えた実質的な効果額）	▲ 87.9億円 (A)' - (B)'
②現行システムの再整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを含まない外形的な効果額）	▲ 12.1億円 (A)' - (C)'

(6) デジタル無線整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

現行15消防本部で使用されているデジタル無線について、設備の更新時に共同して整備する場合の整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たなデジタル無線を令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費を概算で見積もった上で合計します。

(A) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が 共同で整備し運用した場合	98.8億円
(B) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額	114.6億円

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

(A)' 新たなデジタル無線の共同整備	35.9億円
(B)' 新たなデジタル無線の単独整備	70.2億円

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たなデジタル無線の整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

- ・新たなデジタル無線の整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 ▲34.3億円
(A)' - (B)'

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進します。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討します。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討します。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討します。

また、新システム移行までの間は、現行各消防本部において使用されているシステムも可能な限り併用する暫定的な運用も行うことにより、円滑な移行を図るものとします。

具体的には、次の方針により実務的な検討を進め、円滑な移行を図るための計画を実施計画において定めることとします。

【行財政システム】

- ① 日常的な業務量が多く資金管理上も速やかな状況把握の必要性が高い給与関係事務、財務会計事務に係るシステム
 - ② 新たな組織となる広域連合本部において必要なシステム（特に新たに必要な全県レベルでのデータ集計の業務を行うためのシステム）
- などを優先し、一次統合時までにシステム整備が概成することを目指します。

【消防関係システム】

消防指令システムとの連携を図るため、令和15年度末までにシステム整備が概成することを目指しつつ、救急事案管理や防火対象物管理など日常的な業務量が多く、住民サービス向上に直結する業務に係る台帳整備等のシステム整備を優先します。

(2) ドローン、GPS等最新のデジタル技術活用に係る方針

ハイスペックドローンの導入のほか、AVM(車両動態管理システム)、火災予防に関する許認可や届出の電子申請化等、デジタル技術を活用して消防サービスの高度化や業務の効率化を図ります。

このため、一次統合時には人員再配置と併せて、広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設け、広域連合の業務全体にわたるデジタル化に係る企画立案及び進行管理の機能を強化します。

第6章 防災関係機関との連携の確保

1 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、消防団と消防署所の連携を図るため、定例的な連絡会議の開催や、連絡調整担当職員の配置、合同訓練等の実施、連絡通信手段の確保、災害発生時における連絡体制の確保などの以下の取組を推進します。

【表7】消防本部と消防団との連携の例

項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
定例的な連絡会議の開催	・本部と消防団の幹部会や連絡会などを開催 (年1回や年複数回など)	本部⇒署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
連絡調整担当職員の配置	・本部へ消防団係や担当を配置、署長を連絡担当として配置など	
合同訓練等の実施	・消火、中継放水、ボート操船、水防対策などの訓練を実施(毎年開催や毎月開催など)	
連絡通信手段の確保	・電話(団員名簿、連絡先の作成)、メール(自動配信含む)、FAX、消防デジタル無線、アプリ(LINE、LoGoチャット、エルガナ、すぐ参集メール) など	デジタル技術の活用により高度化
災害発生時等における連絡体制の確保	・招集用のメール(指令台からの自動配信含む)、自動音声電話、消防デジタル無線等、アプリ(LINE、LoGoチャット、すぐ参集メール) など	

2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催や、防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流、構成市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等、夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担、総合的な合同防災訓練の実施、防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化、防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保などの取組を推進します。

【表8】市町村の防災・国民保護担当部局との連携の例

項目	現行の連携事例	広域化に伴う対応
市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部の幹部職員等が国民保護協議会への参画 防災会議への参画 その他、連絡協議会や市町村庁内会議、地区の協議会等への参画 	本部⇒署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応
防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流	<ul style="list-style-type: none"> 香美市消防本部から香美市へ派遣（防災対策課係長として任用） 	
構成市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部へ消防職員をリエゾン・情報連絡員として派遣 	
夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員を市町村危機管理課に兼務発令 消防職員が津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン吹鳴と放送を実施 消防職員が指令による出動指令と連動し、各市町村に対し事案発生時の連絡メールを送付 等 	
総合的な合同防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が毎年実施している総合防災訓練に消防本部が参画 等 	
防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線、衛星電話、アプリ（LoGo チャット、LINE、エルガナ） 等 	デジタル技術の活用により高度化
防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部に遠隔操作機・子機を設置 	

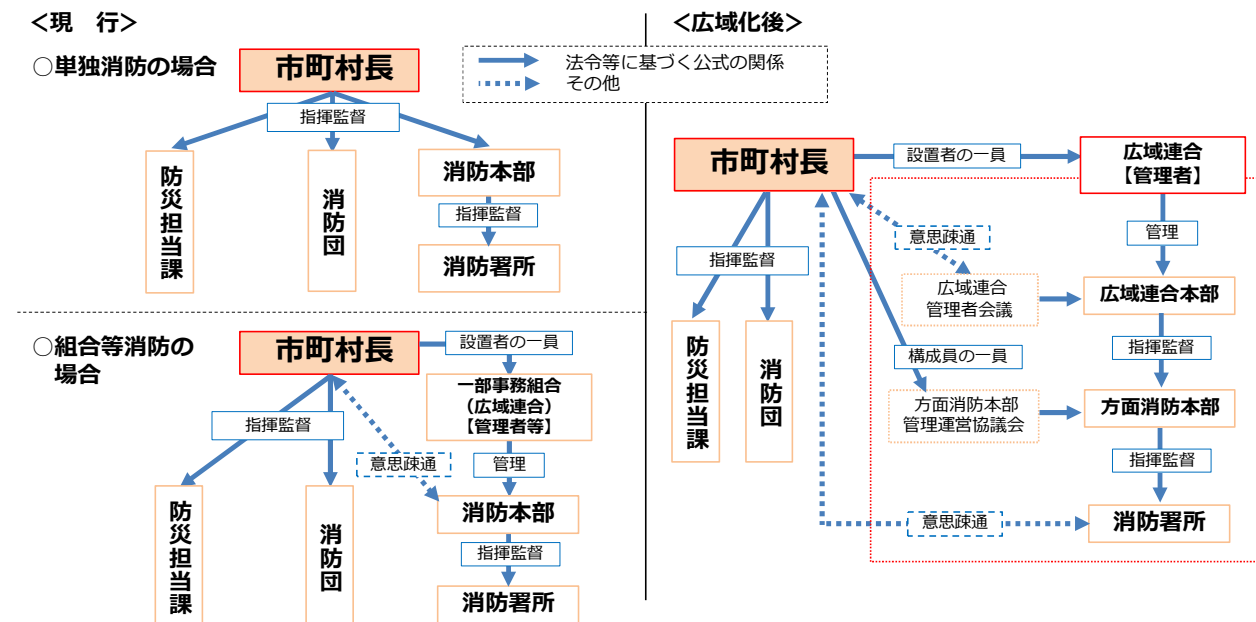
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係

1 市町村長との関係

現行15消防本部が担う本部機能は、広域化後は基本的に広域連合本部に移行することとなるため、条例・予算といった消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等については、広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映されることとなります。

他方で、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理されるため、こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たることとなります。

【図17】 広域化後における市町村長と消防機関等との関係のイメージ



2 市町村議会との関係

広域化後は、議決機関として広域連合議会を設置し、消防（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）に関する条例案・予算案等の提出権は広域連合長が、その議決権は広域連合議会が有することとなります。

広域連合議会議員に選出された市町村議会等の議員は、条例や予算等の審議を通じて意見し、その他の市町村議会等の議員は、市町村長又は広域連合議会議員に対して意見を申し出ることにより、意見の反映を図ることが想定されます。

【図18】 広域化後における市町村議会と広域連合との関係のイメージ

